

自 平成九年六月十一日
至 平成九年六月十六日

平成九年第四回

階上町議会定例会会議録

階上町議会

だき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました、議案の概要につきまして説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

報告第一号 平成八年度階上町一般会計継続費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本案は、平成八年度で定めました、赤保内小学校新増改築事業の継続費に係わるもので、平成八年度歳出予算計上の執行残分三百五十円を、平成九年度へ通次繰越するものであります。

報告第二号 平成八年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。
本案は、平成八年度で定めました都市計画道路網策定業務に係わるもので、平成八年度において完成が困難となったものについて、平成九年度へ繰越するものであります。

報告第三号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。
本案は、平成八年度で定めました予算のうち、長久保地区配水管移設事業費一千百十九万二千円を、平成九年度に繰越して工事を実施するものであります。

議案第一号 階上町行政手続条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、行政手続法第三十八条の規定により、条例または規則等に基づき申請に対して町が行う処分、行政指導及び届け出並びにその他の行為の手続きについて、行政運営における公正の確保と透明性の

向上を図るため制定するものであります。

議案第二号 平成九年度階上町一般会計補正予算第一号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に一億七千三百一十二万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、五十七億百一十二万三千円とするものであります。

それでは、第一表の歳入歳出予算補正の主なものについて、順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。地方交付税に一千万円を追加計上し、分担金及び負担金には、身体障害者短期入所負担金等五十九万四千円を追加計上いたしました。

国庫支出金は、大蛇漁港改修事業費補助金二千五百万円、下水道基本計画策定費補助金八百万円等、合わせて三千八百五十万円を追加補正するものであります。

県支出金には、身体障害者保護措置費負担金百万六千円、大蛇漁港改修事業費補助金一千八百六十六万六千円等を追加計上いたしましたが、大蛇地区漁業集落環境整備事業費補助金一千九百五十万円等を減額しましたので、増減合わせて二百七十五万九千円を追加補正するものであります。

繰入金は、光のふるさと創造事業基金繰入金並びに、老人保健特別会計繰入金合わせて一億二千三百五十五万八千円を追加補正するものであります。

諸収入には、過年度分更生医療返還金として、三十九万七千円を追加補正するものであります。

町債については、既定の事業費変動により、水産業施設整備事業債増減合わせて二百十万円を減額補正するものであります。

次に歳出でありますが、総務費に職員互助会補助金四百一十二万五千円、青少年問題協議会諸費二百七十五万五千円等を追加計上いたしました。特別旅費七百八十三万九千円等を減額しましたので、増減合わせて八百五十万六千円を追加補正するものであります。

民生費には、身体障害者保護措置費四百四十三万五千円、給水管布設工事百七十一万八千円等を追加計上しましたが、町遺族会補助金二十万円の減額がありましたので増減合わせて、一千二百五十万一千円を追加補正するものであります。

衛生費は、国民健康保険特別会計直診勘定繰出金二百二十四万二千円を追加計上しましたが、簡易水道事業特別会計繰出金六十一万二千円の減額がありましたので、増減合わせて百六十三万円の追加補正するものであります。

農林水産業費には、太蛇漁港改修工事費四千八百二十四万二千円等を追加計上しましたが、漁業集落環境整備事業費に三千万円の減額がありましたので、増減合わせて二千四百八十二万六千円を追加補正するものであります。

土木費は、道路維持費並びに新設改良費合わせて、八千四百七十六万二千円、公共下水道費三千三百八十三万二千円等を追加計上しましたが、職員給料等に減額がありましたので、増減合わせて一億二千二百五十万円の追加補正するものであります。

教育費には、中学生海外研修費補助金三百七十二万二千円、道仏中学校コンピュータ設備費九百五十七万九千円並びに、スクールカウンセラー活用調査研究事業費二百三十三万三千円等を追加計上しましたが、道仏中学校大規模改造工事費四百五十七万九千円の減額がありましたので、増減合わせて二千三百七十九万五千円を追加補正するものであります。

災害復旧費は、財源補正として計上いたしました。

予備費は、九十二万三千円を減額して一千八十三万四千円といたしました。

第二表地方債補正については、漁港整備事業並びに漁業集落環境整備事業の限度額に増減が生じたので、変更するものであります。

議案第三号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第一号について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の予算総額を变えることなく、歳出予算を補正するものであります。

歳出の主なもの、老人保健拠出金の確定に伴い、一千六百二十四万九千円、保健事業費に五万九千円をそれぞれ追加し、その財源として予備費を一千六百三十八万八千円減額したものであります。

議案第四号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第一号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に歳入歳出それぞれ二百二十四万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を八千三百十一万二千円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金二百二十四万二千円を一般会計から繰入れするものであります。

歳出につきましては、レポートのA版化及び診療報酬の点数改正により、プログラム修正が必要になったため、委託料に十二万六千円、超音波画像診断装置を導入するため、使用料及び賃借料に二百一十一万五千円を追加するものであります。

議案第五号 平成九年度階上町老人保健特別会計補正予算第一号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に、二千三百五十五万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を十億八百八十七万六千円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

平成八年度からの繰越金二十六万五千円、支払基金交付金過年度収入等の清算による過年度収入二千三百九十九万四千円を、追加補正するものであります。

歳出につきましては、平成八年度清算に伴う、一般会計への繰出金、二千三百五十五万九千円を追加するものであります。

議案第八号 平成九年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第一号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に、歳入歳出それぞれ三千万円を追加し、予算総額を二億八千八百九十九万二千円とするものであります。

それでは、第一表の歳入歳出予算補正の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、県支出金一千九百五十万円、一般会計からの繰入金二百万円、町債については、八百五十万円を追加補正したものであります。

歳出につきましては、集落排水処理施設工事請負費として、三千万円を追加するものであります。

第二表地方債補正については、事業費の増額に伴い限度額を変更するものであります。

議案第七号 平成九年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算第一号について、ご説明申し上げます

本案は、既定の額に歳入歳出それぞれ六万五千円を追加し、予算総額を四百九十三万七千円とするものであります。歳入につきましては、使用料及び手数料として給水工事の検査手数料一万二千円、前年度からの繰越金四十一万三千円、諸収入として水道加入金二十五万二千円をそれぞれ追加し、一般会計からの繰入金八十二万一千円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費として水道料金及び消費税率の改定に伴うプログラム修正委託料五万三千円、水道施設費として給水装置検査委託料一万二千円を追加するものであります。

議案第八号 平成九年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算第一号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に三十九万円を追加し、歳入歳出予算の総額を二億三千三百五十八千円とするものであります。

それでは、第一表の歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

まず歳入でありますが、財産収入を端数調整の関係で一万円を減額補正し、町債を四十万円追加補正するものであります。

次に歳出でありますが、開発行為許可申請手数料として二十九万円を追加補正するものであります。

第二表地方債補正については、事業費の増額に伴い、限度額を変更するものであります。

議案第九号 工事請負契約について議会の議決を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、林道金平線舗装工事を施工するため、平成九年八月六日、株式会社田名部組外九社による指名競争入札を行った結果、議案書のとおり落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであります。

議案第十号 字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、国営農地開発事業八戸平原地区、第六の一換地区の土地改良事業の施工に伴い、地方自治法第二百八十条第一項の規定により換地処分後の整備された道路界をもって、字を画するため、提案するものであります。

議案第十一号 字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、国営農地開発事業八戸平原地区、第七換地区の土地改良事業の施工に伴い、地方自治法第二百八十条第一項の規定により、換地処分後の整備された道路界をもって、字を画するため、提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（前田常男君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、日程第四、意見書案第一号 郵政事業の民営化に反対する意見書の件から、日程第九、意見書案第八号 国有林の民営化に反対し、国有林の再生を求める意見書までの件、六件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております意見書案第一号から第八号については、会議規則第九十二条第二項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第一号から第八号については、委員会の付託を省略することに決しました。

意見書案第一号から第八号はこれを可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第一号から第八号は、これを可決することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よってそのとおり決しました。

日程第十 決議案第一号 階上町地域安全都市の実現に関する決議の件を議題といたします。
提出者から決議案の朗読を求めます。
総務財政常任委員長 太下義雄君

総務財政常任委員長

(太下義雄君)

階上町地域安全都市の実現に関する決議

犯罪や事故・災害のない安全で住みよい地域社会の実現は、町民共通の願いである。

しかしながら、最近の急激な社会環境の変化は、地域住民の連帯感の希薄化や犯罪の社会的抑止力の低下を招いている。

本町においても、青少年に有害な影響を与える環境の増加、さらには、多発傾向にある乗物等を中心とした盗難事件の増加など、私達を取り巻く環境は、依然として憂慮すべき状況にある。

よって議会は、町民とともに、安全で住みよい地域社会を築くため、「みんなでつくる安心の街」を合言葉に、地域安全都市の実現に努めるものである。

以上、決議する。

平成九年八月十一日 階上町議会

議長(前田常男君)

これをもって、朗読を終わります。

これより決議案第一号 階上町地域安全都市の実現に関する決議の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま可決されました決議書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よってそのとおり決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明六月十二日から六月十五日までの四日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、六月十二日から六月十五日まで四日間休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の開会日時は、六月十六日午前十時からいたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前十時三十分)

平成九年第四回階上町議会（定例会）△議事録（第二号）

招集年月日	平成九年六月十一日													
招集の場所	階上町議会議場													
開閉会日時及び宣告	開議	平成九年六月十八日 午前十時〇七分											議長	前田常男
凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席	議席番号	氏名		出席等別		氏名		出席等別		氏名		出席等別		
		議席番号		議席番号		議席番号		議席番号		議席番号		議席番号		
		一	佐京 登	〇	二	畑中 弘實	〇	三	大前 典男	〇	四	川上 太榮助	〇	
		五	桑原 一夫	〇	六	木村 勝彦	〇	七	嵐守 瑞穂	〇	八	阿部 敏秋	〇	
		九	浜谷 豊美	〇	十	平戸 茂雄	〇	十一	松倉 正美	〇	十二	巽 静子	〇	
		十三	荒道 鶴造	〇	十四	太下 義雄	〇	十五	田端 清	〇	十六	山田 昭治	〇	
		十七	荒谷 剛生	〇	十八	前田 常男	〇							
		事務局長 高橋 信一 議長補佐 中村 豊志 庶務係長 田中 昇												
		町長 正部 家佑 助役 中村 禮一郎 収入役 中田 文夫 教育長 大釜 安也												
		総務課長 浜谷 政己 企画課長 上沢 寿勝 税務課長 松橋 隆巳												
保健課長 三上 孝八 農林課長 浜谷 義勝 建設課長 高階 繁雄														
町民課長 工藤 靖夫 水産商工課長 桑原 定男 中央保育所長 池田 隆														
出納室長 齊藤 博俊 教育次長 渡部 光雄 学務課長 (渡部 光雄)														
社会教育課長 小沢 勝 体育課長 鳩 文男 給食所長 林 貢														
農委事務局長 中城 功 診療所事務長 (三上 孝八) 企画課長補佐 澤田 敏男														
代表監査委員 下野 岩男														

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
開議・議長 (前田常男君)	ただいまの出席議員は十八名であります。 定足数に達しておりますので、 これより、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
議長 (前田常男君)	日程第一、一般質問を行います。 質問の通告がありますので発言を許します。 九番 浜谷豊美君
九番 (浜谷豊美君)	はい、九番 浜谷 平成九年六月定例会において、一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。 まず、本題にはいる前に、五月下旬からの低温、日照不足による農作物への影響についてふれさせて いただきます。 六月九日の梅雨入り後、ここ数日は、晴れ間ものぞいて、やや気持ちも和らいだ感もありますが、先

日、聞いたところによりますと、出穂の生育は、約一週間の遅れ、また、畑作物・野菜も同様に生育不良であり、牧草においても、雨続きで乾燥や適期刈り取りが思うように進まないなど、農家の皆さんには、先行きが不安で沈痛な思いであらうとお察し申し上げます。

また、私も関係する一人として、過去の良からぬことが頭をよぎるのでありますが、歴史的な大例外と言われた、四年前の平成五年、我が階上町の米の作況指数は『一』でありました。

皆無作に等しく、日本国民全体が主食を外米に依存せざるを得なかった、あの教訓をこういう時にこそ生かして、今後の対応を周知徹底していただきたいと思っております。

そこで、通告には、なかったのですが、このような状況下でもあり、農作物の生育状況や今後の対応についてのデータや、方策等がありましたらお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

前段が長くなりましたが、それでは、通告に沿って大きく二点について、質問させていただきます。

まず、第一点は、町の産業振興と環境整備について伺います。

本町の基幹産業である、農業は、高まる外庄と新食料法（H七 一一 一）制定。主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律。（の制定等により、年々、取り巻く諸条件が厳しくなっており、また、前段に述べたように、気候条件も含め、なかなか思うように生産性の向上も難しい状況にあります。しかし、そういう中であって、ホーレンソーやネギなど特産品として順調に伸びている品目もあり、大いに期待したいと思いますが、その他に、将来、有望留として取り組んでいるもの、或いは、取り入れたいと考えているものがあれば、示していただきたいと思います。

また、遊休地の有効利用についての施策も併せてお願い致します。

それから、我が町は、郡下唯一、海を有する町としてのキャッチフレーズに基づき、大蛇地区の漁業集落環境整備事業もいよいよ今年は、処理場の建設着工など、年々、着々と整備が進められております。そのことは、誠に喜ばしいことであり、自然環境の保護と整備は、後世に伝承する義務が我々にあると考えます。

近年、漁業形態は変わりつつありますが、いわゆる、「採る漁業からつくり育てる漁業へ」の転換は、言われて久しく、なお、新しい課題であります。

町全体としての立場から、バランスのとれた生産性向上の施策があれば、お聞かせ願いたいと思えます。

さて次に、人口が急増しつつある本町は、生活様式も多様化、高度化し、都市的環境問題が多くなってきたとあります。

そのような状況下、生活上、深刻な問題の一つに下水道の問題があります。

ちょうど、今定例会で公営下水道の基本計画策定業務委託料が、盛り込まれておりまして、今後の事業推進に、大いに期待を寄せるものであり、その内容についてお知らせ願いたいと思えます。

終わりに、本年十二月に予定されております町長選挙における出馬について、お伺い致します。

正部家町長は、日頃『町づくりは、人づくり』を基本理念にし、県下有数の人口増加を誇る、我が階上町の特色ある町づくりを、さらには、内外ともに激動する時代にあって、将来を見据えた町勢発展のために、い尽力されておりますことに、心から感謝と敬意を表する次第であります。

今年二月に発表した『みょうたん柿ワイン』に組み合わせた『ジੰギスカンの里づくり』をはじめ、『道の駅はしかみ』も好調に利用されており、また、福祉の面では、高齢化社会に備えた在宅福祉の充実を図り、学校・社会施設の整備も年々進められ、環境整備においては、都市計画に基づく用途地域の決定や、島屋部地区の町営分譲地の造成など、枚挙にいとまがないほどであり、町長自身としても、夢のある町づくりに、手応えを感じているのではないかと推察するところであります。

現下、行財政改革がさげばれている中ではありますが、正部家町長に、その施策を是非とも実現して戴きたいと願うのは、私だけではなく、多くの町民の方々の声としても聞いております。

このことから、来る、十二月町長選挙にむけて、出馬の意志をお伺いするものであります。

以上、申し上げます、私の壇上からの質問と致します。

議長（前田常男君）

町長 正部家佑介君

町長（正部家佑介君）

浜合議員の一般質問にお答えをいたします。

まず最初に、産業振興と環境整備について、ということですが、大変重要な問題、大事な問題でありますし、幅の広い問題であります。

産業振興そのものにつきましては、第一次産業ということになる訳ですが、これは、我が町に限らず、階上に限らず、どの町村でも苦労しているところでありまして、町としても、いろんな施策を関係機関、団体と協議して進めている訳であります。

最初に、農業振興についてというふうなことからお話をします。

農業振興についてというふうなことからお話をしますと、野菜の生産は、栽培農家戸数の減少や高齢化の進行に伴う労働力不足が深刻化し、作付面積、生産量とも伸び悩みの傾向にあります。

奨励作物として、長芋、ネギ、ゴボウ、ホウレンソウ、枝豆を積極的に推進しているところですが、作付け面積の拡大による産地化は、思うように進展してない状況にあります。

特に昨年は、〇―157の影響等による価格の低迷があったわけでありまして、今後とも階上町の農協、県関係機関等と協議し、取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、有害留目の取り組みについてということですが、町では、昭和六十一年から六十二年にウド、平成元年から三年にかけてタマネギ、平成四年から八年にソラマメなど実証をしてきたわけですが、気象条件・地質等から何れも新留目として展開するまでに至っていない状況にあります。

しかしながら、現在、県が積極的に推進している花未来二十一花の里づくり推進事業等を利用して、バラのハウス栽培を進め成果を治めている事例もありますので、これらを参考にして花卉の導入を検討したい、いうふうに思っているところであります。

次に、遊休地対策についてであります。

近年、我が町の農業者も高齢化・担い手不足等から、遊休地が残念なことでありますが年々増加している傾向にあります。

町といたしましては、八戸平原開発事業で造成・区画整理された土地などの優良農地確保を図るため、いろんな施策を展開していかなければいけない、というふうに思っているところであります。

そのために、経営基盤整備事業による遊休地の洗い出し、農地流動化推進委員会による農家意向調査等の実施により、農家台帳を整備し、これにより農地の集積を図る計画であります。

また、八戸平原事業所、八戸平原土地改良区との協議により、事業区域内の遊休地対策として、階上町農協を事業主体とした、土地改良展示圃を平成八年から十年までの三カ年計画で設置いたしまして、土づくりの調査を実施中であります。

今後、区域内の土作りを進めることにより、その解消を図ることとしております。

さらに、やる気のある新規就農者の受け入れ体制の整備、農作業の受委託等を総合的に推進することにより、遊休地の解消・そして有効利用を図っていききたい、いっふうに思っているところであります。

ちょっと前後いたしますが、この不順天候対策につきましては、浜合議員お話しのとおり、町としても、大変心配をしているところであります。

推移を、今後の天候の推移を含めてであります。推移を見ながら関係機関、団体と密接な連携、そして、もちろん、ご指導もいただきながら万全を期していききたいと、こう思っております。

いずれ、具体的なことについては、関係の課長からお答えをいたさせます。

その次に、漁業関係ですが、漁業につきましても第一次産業、農業と並んで我が町の二つの柱になるわけですが。

この中で、バランスの取れた生産性向上を、ということとを、の意味ではありますが、多分、地域的なことかなと、こう思っておりますが、ご承知のように、自然環境の保護と整備は、後世に残すべき義務が我々にあるのではないかと、いっふうな話ではありますが、そのとおりであります。そういう

ことで、今後取り組んでいきたいと、いっふうな認識を持っているところであります。

階上海岸は、ご承知のとおりといえますが、種差海岸・階上丘陵立自然公園内にありまして、いろんな事業を実施する場合には、県の自然保護課と十分協議して進めているところであります。

また、バランスの取れた生産性の向上ということですが、水産庁におきまして、全国マリノベーション構想というのがあるわけですが、これによりまして、社会変化に対応する水産行政を展開するため、全国五十カ所を地域指定されております。

その五十カ所の中に、青森県では、八戸地域が指定されております。八戸地域新マリノベーション地域基本計画書の中での階上町の位置づけでは、生産基盤の整備として、漁港の整備拡充・増殖を含む漁場造成事業、特に、磯資源漁獲、水揚げ拠点として位置づけられておりまして、ウニ・アワビ・海藻類の増養殖事業並びに遊魚拠点事業を推進することになっております。

これまでに、平成四、五、六年度において、特定地域沿岸漁場開発調査が水産庁により行われまして、ウニ・アワビの生態調査、その結果を踏まえまして、平成五、六、七年度には、追越地域におきまして、地先型増養殖場が整備され、平成八、九年度、今年を含むわけですが、大蛇地域におきまして、地先型増養殖場が、それぞれ、これは、県が事業主体になっておりますが、整備されてきております。

引き続きまして、平成十年度以降におきましても、地先型増養殖場の整備につきましては、地元漁協さんの要望あるわけでありまして、十分協議しながら、県に対して要望していく考えをしております。いずれ、最終的には、浜合議員ご指摘の地域バランスのとれた生産性の向上を、漁業者所得の向上を目指して、漁協、漁業関係者と、十分に協議しながら事業の推進を図ってまいりたい。こう思っております。

あと一つは、下水道についてありますが、これにつきましては、平成九年、十年、一十二年で基本計画を立てることとして、現在事業に着手しているわけですが、その内容につきましては、関係の課長からお答えをいただきます。

いずれ、あの、様々な漁業振興策やっているわけですが、そこに生活排水が流れ込むと、いうことになりますと、十分な成果を得られないということもありますから、合わせて生活排水対策、早期にやっつけていかなきゃいけない、こういう認識は持っているところであります。

あとは、第二点の町長選出馬についてのお尋ねであります。十二月二十三日任期満了と、現在の任期は、今年の十二月二十三日に任期満了となるわけでありまして、私の意志はどうかということのお尋ねであります。若干、六月時点ということでありまして、早すぎるかなという気はいたしますが、お尋ねでありますから、お答えを申し上げます。

いずれ、十二月二十三日が任期満了でありますから、それより一カ月前には町長選があるということでありまして、それに向けて、出馬したいというふうには思っているところであります。

まあ、町が大きく発展しようとしている重要な時期になっている訳であります。先ほどからの回答の中にも、お話を申し上げたわけですが、都市計画・下水道基本計画などの住み良い環境づくり、そして保健福祉の充実、特に我が町もそうではありますが、今、全国的に少子・高齢化が進んでいる、いうふうなことが、あるいは、さっきお話をしましたようなことでもあります。農林漁業の振興、その中で後継者、若い人の地元定着を図っていくんだというふうなことが、あるいは、教育の中では生涯学習の一層の充実、その他、学校教育、社会教育というふうなことの振興があるわけがあります。

、行財政の改革も、これまた今、国のレベルで盛んに議論されているところであります。地方におきましても例外ではありませんので、行財政の改革を今後しっかりとやって、次の世代に引き継いでいかなくてはいけない、いうふうには思っているところであります。また、幸いにして我が町人口増加などを含めて、大きく発展をしてきているわけですが、これら、ただ、地域としては片寄りがある。

国道沿線中心に、人口が増えてきているというふうなことなどから、過疎が進んでる地域などを含めて、振興策を図っていかなくちゃいけない。まあ、均衡ある発展という、これらの重要課題が、山積をしているわけですが、これらに取り組むために、出馬を決意しているところであります。

いずれ、町民の声もありますが、気力・体力・そして健康面におきまして、特に不都合がないのでありますから、今、ちょっと、早すぎるという感じはいたしますけれども、十二月二十三日の任期満了に伴う町長選挙には、出馬をいたしたい、いうふうには思っているところであります。

以上です。

議長（前田常男君）

九番 浜谷豊美君

九番（浜谷豊美君）

ただいま、町長からの答弁ありましたけれども、こういう冷害が予想される年でありまして、結果的に、こういう形で推移したその後に、よくベテランの篤農家の方からいわれますことは、やはり一番大事なことは、基本技術の励行であるということだけではないです。そういうことで、特別な冷害に対する薬も肥料もないわけじゃないです。きめの細かい巡回指導、あるいは、呼びかけが一番農家の督励として必要であると思います。

そういう意味で、せっかくある、防災無線があるわけですが、この辺の情報発信としての活用が

よっと、少ないような気がするわけですが、その辺について、今後対応していただきたいと思っています。それから、農業留留の中でのいろんな取り組み方、やはり、こういう都市であればこそ、危険分散を考慮した、農業形態というものが、そういう場面に直面した時にしか考えられないわけでございますので、今後とも継続して、新留留開発に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それから、下水道の問題でありますけれども、さきほど町長の話しにもありましたように、生活排水が、側溝の整備等によりまして、最終的には、生態系にも影響及ぼしかねないというふうな時代になってきております。それくらい重要な問題でありますから、早急に、尚且つ、的確な事業推進をお願いしたいところであります。

それから、最後の町長選挙に対しての町長の考えでございますが、実質的な出馬表明と受け止めまして、今後ますます町政発展のために、より一層邁進されますように、ご期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（前田富男君）

ハイ、建設課長 高階繁雄君。

建設課長（高階繁雄君）

さきほどの下水道の内容について、私の方からちょっと、ご説明申し上げたいと思います。まず、内容に入る前でございますか、平成六、七年度におきまして、下水道の基本構想の際に、住民からのアンケート調査を実施してございます。

その結果、漁業集落排水事業を除く荒谷、大蛇、追越地区以外の方々からのアンケートによりますと

、七十八パーセントの方が下水道が必要ですよと、その中でも石鉢地区の方が八十六・二パーセントと、一番多い要望がございます。

それで、今回の下水道の基本計画の策定業務委託なんですけれども、以上のような結果に基づきまして、今年の四月二十一日に用途決定されました石鉢、赤保内、駅前地区三地区が用途地区に決定されましたけれども、まず最初に、基本計画については、処理場ことの、処理場ことに基本計画を立てなさいよということになっているものですから、石鉢と赤保内地区について、私の方では一つの処理場、一つの処理区として一応考えてございます。

それで、その石鉢地区、赤保内地区の全体計画を、今回、委託すると。

それでもって、一応、十戸以上の集合というんですか、その戸数を対象としまして考慮しました結果、面積については、約四百十八ヘクタールということになってございます。

それで、今年は、その基本計画全体計画を策定いたしまして、来年度については、都市計画決定、あるいは、下水道事業法の認可、都市計画法の事業の認可等受けなければなりません。

その事業につきましては、平成十年度で、認可をいただくということになると思います。

その結果、今現在、漁業集落排水事業が実施されておりますけれども、それが、約平成十三年頃終了するという予定になってございますので、私の方の、公共下水道としましては、その事業が終了し次第、事業に着手したいということを考えてございます。

なお、この公共につきましては、面積については、約一期工事といえますか、それが五年から七年で終了しないよということになってございます。

それで、その補助基本対象面積ですか、それが約九十九ヘクタールと、それが補助対象面積ですよと、いうことになっておりますので、私の方としては、五年から七年をもって処理場もつくらなければな

議長（前田常男君）

らないし、いうことになるかと思えます。
それでもって、事業を進めてまいりたいと思っております。
以上でございます。

ハイ、農林課長 浜谷義勝君

農林課長（浜谷義勝君）

それでは、不順天候の方につきまして、六月十日現在の状況を説明したいと思います。
野菜等、特にネギにつきましては、四、五日の遅れでございます。

特に、今、黒斑病が発生しておりますので、薬剤散布等を指導しているという状況でございます。
それから、水稻につきましては、一週間ぐらいの遅れでございます。活着の遅れや白枯れ病等が見られていると。

それから、桑につきましては、今年度も、半作の状態という現状にございますけれども、面積そのものがございしますので、それらでもって対応できるんではないかというふうに考えています。

それから、飼料作物につきましては、牧草の刈り取りは遅れておったわけでございますけれども、数日来の天候により、一番刈りの方も順調に推移している、このままの天候で推移するならば、飼料作物については、回復できる状況にあるんじゃないかというふうに思っております。

そこで、ここ数日来、天候が良いようでございます。六月の二十日に私の方と、農協、普及センター等々によりまして、巡回調査等しまして、農家の方に周知徹底をしてみたいと。

それから、先ほど来、無線による広報の徹底をしてほしいということでございますけれども、これにつきまして、JA階上農協の方と、いろいろお話ししてございます。技術的な面につきましては、

JA農協、階上農協の方で広報等に対応するということにしておりますので、今後これも、積極的に利用しまして、農家の方々に周知徹底をしてみたいと思っております。

それから、新留の開発に取り組んでほしいということでございますけれども、今まで、私の方でも新留につきましては、三カ年で、いろいろ実施しておるわけでございます。

確かに、さきほど、いわれましたとおり品目が少なければ、非常にリスクを伴うという面もございますわけで、多種多様の野菜等の作付けを、今後とも図っていかねばならない、というふうに思っております。

ただ、いかんせん、農協の方の系統出荷ということになりますと、それらの一定の作付け面積を確保しなきゃならない、という等々の問題もございまして、今現在、新作物については、展示場等で、技術的な問題等の解消に努めていくとともに、私の方で、新奨励品目として、五品目各農家の方に、奨励しているわけでございますけれども、なんとしても、それらの規模拡大、面積の拡大を図ってまいりたい、というふうに思っております。

以上でございます。

これにて一般質問を終了いたします。

議長（前田常男君）

日程第二、報告第一号 平成八年度階上町一般会計継続費繰越計算書報告から、日程第四、報告第三号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告については、お手許に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

日程第五、議案第一号 階上町行政手続条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第一号 階上町行政手続条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第十二号 平成九年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

十四番 大下義雄君。

十四番 (大下義雄君)

ハイ、十四番。学務課長に若干お尋ねしたいと思います。

この資料のページ数は十八ページでございますが。

二目的教育振興費、節で十九節でございます。これの内容ですね、中身をお知らせください。

それから、加えて、中学校費の、次のページでなんですが。

四目の十五ないし十八節ですね、これのなんていいいますか、工事費と備品購入費の増、また、減になった内容ですね。

当初の計画したものに、変更が生じたものか、あるいは、予算措置を講ずる、なんといいますが、その対応の仕方だったのか、その辺を加えてお願いします。

議長 (前田常男君)

渡部光雄君。

教育次長 (渡部光雄君)

大下議員のご質問にお答えいたします。

第一点、十八ページの教育振興費、十九節の負担金補助及び交付金の内容についてということでございますので、お答えをいたしたいと思います。

確認いたしますが、小学校費の二目的教育振興費二万二千円のことでしょうか。

これは、修学旅行の引率者というのは、当然に生徒たちを、先生方が引率するわけですが、これに係わる費用は、町で予算を計上して実施しているわけですが、今回、この二万二千円は、JRの

単価アップというようなことが一つございます。

その他に、毎年、実は、若十、町から出る補助よりも多い部分があったと、いうふうなことで、それは、保護者の方から出していただいて、処理してきたんだそうです。

そういうことで、今回は、町の方でその分を、予算をもらえればほしいという要望が出されて、今回、この分を追加するということでございます。

それから、もう一点の、十九ページの十五節、十八節ですけども。

十五節の方の四百五十七万九千円の減額でございます。

これは、当初、大規模改増しながら、コンピュータ室をつくるということで、当初予算の場合は、正規な積算までいけなくて、概算で平米当たり、十二万四千五百ということぐらいはかかるだろうということに計上しておったんですけども、今回、平米当たりには直しますと、十万六千八百十円で出来ると確定しましたので、今回、これを減額したということでございます。

それから、備置費ですけども、これは、九百五十七万九千円、コンピュータの機器の購入費ですけども、当初、これは財政サイドの都合といいますが、そういった部分もありまして、専門分野の言葉になるんですが。

ランというて、生徒側にあるコンピュータと、指導する先生側とのなんといいますか、つながって、先生がいちいち、その生徒たちを一人ひとり回らなくても、その場で指導できるというような装置があるんですが、それまで買ってたんですけど経費が相当かかるもんですから、その分が入ってなかったと、それについては、今回、六月補正において、財源に見通しが出たということで、今回、この分を計上すればそのランを工事できるということで、予算計上したというふうな内容でございます。

以上です。

議長(前田常男君)

はい、十四番 大下義雄君

十四番(大下義雄君)

だいたいわかりました。

まず、教育振興費なんですけど、もうこれは、私PTAには、もう頭がハゲたもんだから、現役のPTAではございませんが、でも西部、東部と三校ずつ分割して研修といいますか、旅行にいつてはるはずなんですけど、その旅費といいますか、先生方の養教か、何んかの、これは経費でしょ。

もうすんだ筈でないですか、これは、ね、結局は、言ってみれば事後処理みたいな格好ですね。

もう、研修旅行は、済んでいるわけですよ。だから、額は微々たるものであってもね、こういうことに留意されたいと、いうことを、ご指摘しておきたいと思っております。

今後について、そういう注意を一応促しておきます。

それから、中学校の機種なんですけど、これは、やっぱり、特異な機械だもんですから、この選定方法といえますか、機械を選ぶ場合に、何を、このルールといいますか、ベースにしたり、あるいは、基準としたり、誰が選択するのか、基本的なことを差し支えない範囲で、お尋ねしたいと思います。

それから、今、思えば、二年ぐらいになりますかね。

階中で、もう、先んじて入った訳ですが、私、こう、この何ですか、コンピュータの設備費、階中の今、思い起こし、今現在の補正に上がったもの、三月にもったもの、トータルして、これは、何台入る訳ですかなあ。

その辺も、必ずしも、これは、メーカーあるいは機種の性能によって、おのずと単価も違ってくるわけですが、その辺が、この予算の見積りからして、台数からいって、何んかひらきがあるやに見えるもんです。

議長（前田常男君）

教育次長（渡部光雄君）

から、その点の違いをお尋ねしておきたいと思います。

ハイ、教育次長 渡部光雄君。

お答えいたします。

第一点については、ご指摘のようなことについて、今後十分、注意してまいりたいと思います。よろしく、お願いします。

それから、コンピュータの機種を選定方法でございますけれども、階中の場合には、機種の選定委員会なるものをつくりまして、論議した経緯があるというふうに伺っております。が、これは、学校の先生方でやったそうでございます。

結論からいえば、結論が、どれに絞るという結論には至らなかったということで、どの機種というものは、できなかったということ、五社の機種を絞らない形での入札を実施した結果、階中には、富士通のコンピュータが入っているということでございます。

県からも、今回は、補助事業でもありますので、県の方からも機種について、選定方法を照会したんですけれども、やはり、特別な事情がない限り、機種をどれにするというようなことはすべきでないというふうなことの指導を得てありますし、今回も、特に機種を特定しないで入札によってやっていくということふうに思っております。

それから、台数ですけども、今回、道中に入るのは、合計二十八台。

生徒二十七、先生一台ということですが、これは、生徒一台、先生一人当たり一台になります。

それは、階中の場合と基準が違ってまして、階中のときには、文部省の基準が生徒二人に一台という

議長（前田常男君）

十四番（大下義雄君）

ことでありました。

今回は、道中には、一人に一台ということで、階中よりも機種が一人当たりに、人数当たりにすれば、倍になるといいますか、そういう、密度の高いコンピュータの授業がなされるのではないかというふうに思っております。以上です。

ハイ、十四番 大下義雄君

ハイ、わかりました。たしか、今お答えのようなわけなんです、その経過の中で、定かではないんですけど、今、記憶甦らせればねえ、あの二十二台と階中の場合で、確か、一千八百弱だったでないかなあと、こう思うわけですが。

そうすれば単純に、まず、二十二割れば八十一万ですが、今、お話しのように道中の場合には、三十八台で二千五十七万九千円ですか、当初と今回の補正でねえ、そうすれば五十四万と。

そうすれば、ここに三十万弱、一台当たり二十七万のこの誤差といえますか、単価のひらきがあるわけですが、これがやっぱり、メーカーの違いといえますか、機器の性能によって、この額が自ずと違ってくるものかどうか、お尋ねしたいと思います。

加えて、階中の場合には、先生方を交えた委員会を組織して、選択をしたというふうなご回答なんですが。

今回は、それに準じたようなことはせずに、さきほども、尋ねたようにどういうベースといえますか、基準といえますか、選択方法の手法も加えて、また、重ねてお願いしたいと思います。

議長（前田常男君）

教育次長（渡部光雄君）

ハイ、教育次長 渡部光雄君。

お答えいたします。

階中のときと、現在と一台当たりの単価の違いが、その原因は、どこにあるのかというような質問だと思えますけれども、これは現在、過去のものについては、私、承知していないわけなんです。現在、コンピュータの方の機器を扱っている業者から、見積りを頂戴しましたら、この現在、議案になっている額で揃えられるというようなことで、予算をお願いしているということで、結果として、額に差が出てきたということは、そのとおりだと思いますけれども、それを勘案してどうしようということではございませんでした。

それから、もう一つの選定委員会をつくって進めるかというような手法のことですけども、これについては、まだ、今回、この議会で予算が認められますれば、それによって、今後、どのようにやっていったらいいのか、検討したいというふうに思っております。

以上です。

議長（前田常男君）

大下義雄君の本件に関する発言は、すでに三回に及びましたが、会議規則第五十五条たし書きの規定により、特に発言を許します。

大下義雄君。

十四番（大下義雄君）

安いことに、正直安くて使うに支障きたさない機器を購入するということは、これは良いことである訳ですが、それにしても、なんか、一台当たり二十七万ですな、台数割りにすれば、こう違うものかなあと思って、そうすれば、先に購入した階中さんの方が良かったのか、悪かったのか。

内容の機能までは、わかりませんが、こうも違うものかなあ、と思って尋ねたわけです。

私、こういう、機器的なものは、全然、素人ですが、ソフト面も、若干つながりがあって、そういう含みもなきにしろないではないかなあということもあると思いますが。

いずれ、これから、予算が認められれば、実施段階に入って、入札になるわけですが、その時点になったら、やっぱり、階中同様に競争入札ですか、随意ではないわけですね。

その辺も、参考までにお願いたしたいと思います。

同じ内容で性能があって、子供さん方が学習に、勉強に、支障をきたさない、それで単価が安いという、これは、鬼に金棒だわけですねえ。

でも、こういう特異な機器だもんですから、一台当たり五十何万、あるいは、八十何万という高価な機械ですので、それを、子供さんたちの明日を担う、育成のために、どうこうということではございませんが。

それらを、こう考えれば、その代償には、何んら、それを比べる余地もございませんが。

できれば、そういうことも加味しながら、安くて性能が良ければ越したことはないと思いますが。

何といたしますか、その子供たちのフル活動ね、活躍を期待したいし、また、指導する先生方も、全部、オール一律に、これに対応できないと思いますが、どういう先生方が、どのように、子供さんに接して、これに行くのかどうか、その辺も加えて説明願いたいと思います。

議長（前田常男君）

ハイ、教育次長 渡部光雄君。

教育次長（渡部光雄君）

お答えいたします。

このコンピュータなるものの世界、私、コンピュータ、一番苦手な分野なんですけれども、今日のものは、明日古くなるというぐらいに、改革、進歩が早いものなんだそうでございます。

といったことで、価格についても、そういったものすごい競争の時代が、このような、まあ、電化製品全体的な、どうかかわからないですけども、そういったことから価格差が出てきているのかなあと、いうふうには感じます。

あと、入札方法ですけども、これについては、最初もお話ししましたが、指名競争入札ということでやりたいというふうに考えております。

それから、使用方法、機種が違ってどうこうということなんです、現在は、その機種が違って、ソフト、ソフトと一般に呼んでいます、実際に画面に出して、立ち上がらせるもの、これらは、汎用ができていて、別な機種でも利用できるようになってきている時代にはいつているということをお聞いております。

そういったことで、どの機種でも、ソフトを使えるような時代になってきているということですので、機種によって、使えないようなものが、今までだとそうだったそうですが、古い時代になってきているだろうということだそうでもありますので、十分、どの機種がはいっても、学校のコンピュータ教育には、支障がないものと、そういうふうには思います。

それから、先生の配置なんです、これはやはり、その学校に、実際生徒を指導できる、コンピュータを使用できる先生がいないと、まったく用をなさないものなんですけれども。

議長（前田常男君）

他にありませんか。

ハイ、十三番、荒道鶴造君

十三番（荒道鶴造君）

十三番 荒道。

） 二、三点お尋ねいたします。

十四ページの漁業集落事業費の中で、十七節と二十一節のこの内容、すべて減額になっているわけでございますが、その点を課長から、説明願います。

それと、総務課長からお尋ねしますが、八ページの一般管理費の中で、特別旅費が、それこそ、当初には、もっていたわけだが、本当にもう、九割以上の減額になって出てきているわけでございますが、この点についても、説明を願います。

議長（前田常男君）

ハイ、水産商工課長 桑原定男君。

水産商工課長（桑原
定男君）

ただいまの質問に対して、お答えをいたします。
漁業集落環境整備事業費の中の、十七節、二十二節の減の二千万、補償費の方が二千万の減額になっているのが、金額が非常に大きいので、これはどうしたものか、ということのご質問だと思いますが、これは、現在、今年度、大蛇地区に漁業集落排水事業の処理施設を建てたいという考え方があってます。

それを、特別会計の方に計上をしておりますが、実は、四億五千万計上しております、特別会計の方に、当初、処理施設を建てるのを基本設計額で、予算計上したわけです。

実際に、その実施計画を組んでみましたら、三千万ほど予算が足りなくなりました、大変、恐縮ではありますけど、特別会計の方に予算を組み替えをしたということでございます。
以上で終わります。

議長（前田常男君）

ハイ、総務課長 浜谷政己君

総務課長（浜谷政己
君）

ハイ、荒道議員にお答えいたします。

旅費の特別旅費の減額でございますけれども、当初予算で、計上いたしました、職員の二年に一度の国内旅行でございますけれども、この額を、職員互助会の補助金、それから、同じように計上されておりました区長の国内研修の部分振り分け、それぞれいたしましたものでございます。

議長（前田常男君）

ほかにありませんか。

十六番 山田昭治君

十六番（山田昭治君）

十六番 山田。

二点ばかりお尋ねしたいと思います。

まあ、予算計上されていきますので、その予算計上の中の事業計画とどうなるかはわかりません。

一点は、総務課長からお尋ねしたいと思います。

八ページの中の諸費でございますが、この中で、補正は、二百七十五万五千円というように上がっているわけですが、その中に、青少年問題協議会委員の報酬とか、お尋ねしたいのは、謝金でございます。礼金でございますが、ここに、百二十万上がっておりますので、この内容、計画内容をお尋ねしたいと思います。

もう一点は、教育委員会の方の関係でございますが、十九ページになります。

中学校費の中で、スクールカウンセラー活用調査研究事業費と、この中でやっぱりあの謝金が、百八十五万二千円ということ、上がっておりますので、この内容について、ご説明願いたいと思います。

議長（前田常男君）

ハイ、総務課長 浜谷政己君。

総務課長（浜谷政己

君）

君）

山田議員にお答えいたします。
青少年問題協議会の謝金の関係でございますけれども、これは、御存知のとおり、町には、青少年問題協議会設置条例がございまして、これに、基づく委員の審議の中身におきまして、青少年問題の健全

議長（前田常男君）

教育次長（渡部光雄君）

育成は、それぞれの活動が必要だという内容が出ておりまして、その中の一点に、夜間のパトロールと
いうことを提案されております。

それに伴う夜間パトロールの謝金を計上したものでございます。

はい、教育次長 渡部光雄君。

山田議員のご質問にお答えいたします。

若干、長くなるんですけども、ご説明をしたいと思います。

スクールカウンセラーの事業のことを、まず、ご説明していかないといけないかなあと、思いますの
で、これについて、どのようなものだということから入りたいと思います。

これは、国、文部省ですけども、文部省が平成七年度から、新たに始めた事業ということでもあります
。当初、全国で、小、中、高合わせて五百六校が調査研究校として、指定されたということでございます
が。

今回、階上町で、階上町の場合には、階上中学校が指定校になったということでもあります。

この趣旨ですけども、学校における、若干、こう読んでみたいと思いますので、趣旨は、学校におけ
るカウンセリング等の機能の充実を図るため、高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセ
ラー」の小学校、中学校又は高等学校における活用・効果等に関する実践的な調査研究を二年間にわた
って行う。

これは一カ年で実施するというようなことでございます。

そして、スクールカウンセラーの選考ですけども、県の教育委員会は、臨床心理士など、児童生徒の

臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして選考する。

これは、カウンセラーは、町で選任するんじゃないくて、県の教育委員会の方で選任しますということ
になっております。

そして、スクールカウンセラーの職務ですけども、これは、四つに別れてまして、一つは、児童生
徒のカウンセリング、二つ目として、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
、生徒ばかりじゃなくて、教職員、先生それから父兄、保護者に対しても助言とか援助を行う。

それから三番目として児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供、これらをこの四つ目は
、その他、児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるものを行う。という
ふうになっております。

これが、カウンセラーの職務ということでございます。

そして、それから調査研究の内容に入んですけども、調査研究の内容は、調査研究校においては、
各学校の実情に応じ、一つ目として、児童生徒のいじめや校内暴力等の問題行動、登校拒否や高等学校
中途退学等の学校不適応、その他、生徒指導上の諸課題に対する取り組みの在り方、これが一つ、調査
研究の内容の一つです。

もう一つは、児童生徒の問題行動等を未然に防止し、その健全な育成を図るための活動の在り方につ
いて調査研究を行う。

以上二つが調査研究の内容ということになっております。

もう一つ、スクールカウンセラーの勤務ですけども、原則として年間二十五週、週二回、一回あたり
四時間勤務とする。というような内容になっております。

このような事業を今回、全国のは、一寸今、ここに資料がないんですけど、青森県の場合の調査研究

校としましては、小中高合わせて二十校が指定されております。

その中の中学校、小学校が六校、中学校が十二校、高校が二校となっております。中学校の場合に、三八地区では、二校で、階上町と一中が三八地区で入っているわけですが、ご承知のとおりと言いましうか、現在、階上中学校は、非常に問題な行動があるということで、このカウンセラー事業も、先生方、毎日なんとかしようと、一心に取り組んでいるわけですが、それと合わせて、このカウンセラー事業も入れて、問題の解決に当たっていければいいなあと、いうふうに思っています。これは、実は、当初に予算ないわけで、今回出たんですが、五月の九日に、県の方から研究をやる通知がありまして、十九日連絡会議がありました。

そういったことで、その席で、実は、文部省から四月一日付けで青森県の方は内定されているということで、至急、実施計画を出せと、というような文書が入ってるそうですが、入っていたんだそうですが、カウンセラーというのは、臨床心理士という方があたるという、原則的に特別な資格を持った方が必要だということで、その確保が非常に難しいという事情があったそうでございます。

そういったことで、遅れているんですけども、国の方には、計画書の提出を待ってもっているのですが、大至急、計画を立てて出されたいと、いうようなことがあったというふうなことでございます。

予算書にありますとおり、ほとんどが、これは、国費でやるわけですが、その時間を三十五週、二百八十時間を全体クリアしなければだめですよ、という条件がありまして、市町村では、予算を町村独自で報酬等を計上してあると思うんで、それらを使いながらも、早めに実施してほしいと、いうような要請がありまして、当初の議会で、私、ここで、ご説明したか定かでないんですが、階上町では、教育相談なるものを、今年度、置くことにして、報償を計上してございます。

実際は、まだ、スタートして、それを、予算を使ってないんですけども、もし、必要であれば、そっ

ちから、一旦、出しておくといいようなこともできるわけですが。

いずれにしても、この階中の、毎日、何があってもおかしくないような状況と、いうような状況です。で、五月の二十七日に、階中に私たちが参りまして、カウンセラーの方々と顔合わせしながら、中学校の先生方とも、お話し、六月五日に第一回スタートしました。

初日だったんですけども、さっそく、不登校の生徒の保護者の方が見えられて、カウンセリングをうけられたというふうなことがございます。

こういったふうなことで、何とか立ち直る切っ掛けが出来れば、本当にそれに越したことはないなあと、いうふうに感じています。

ただ、報酬の積算ですけども、これは、一時間五千九百円というふうになっております。

それが、一日、四時間で、週二日、三十五週というふうな積算で、百六十五万三千円というふうになっていきますけども、そのような内容でやっていきたいと、今後二年間にわたって、このカウンセラーの事業を実施していきたいと、いうふうに思っていますので、よろしく願います。

以上です。

議長（前田常男君）

ハイ、十六番 山田君。

十六番（山田昭治君）

非常に、教育委員会の方では、苦勞しておるような実態であるようですので、どうぞ、あのどんどん、こういう問題については、町民の方々にも相談をしながら、良いやっぱり学校をつくってほしいと、生徒をつくってもらいたいと、いうことをお願いするものでございます。

実質的に、今、こういう問題点を説明してもらったわけなんです、これももちろん関連すると思う

議長（前田常男君）

んですが、さきほどの総務課長の方からの説明のように、青少年問題協議会の方の関係でも、一緒にやっていたいかなければならないということとで、こういう予算もとっていたと思いますので、どうぞあの私たちも、そういう立場の中にございますので、一緒にして、一生懸命進めていきたいと、こう思いますので、ご苦勞かけますけれども、教育長並びに教育課長にもよろしくお願いをしながら、質問終わります。どうもありがとうございました。

他にありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第二号 平成九年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第七、議案第三号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、日程第九、議案第五号 平成九年度階上町老人保健特別会計補正予算までの件、三件を一括議題いたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

ハイ、十六番 山田昭治君。

十六番 三十ページでございますけれども、一般管理費の中で、二百十二万五千円、これは課長にお尋ねしたいんですが、この前の概要説明の中で、その機械が古くなって買わなければならないと、交換しなければならないというようなこともお聞きしていたわけでございますが。

その中で、非常に患者が前回よりも倍くらい利用してもらっているということで、その多くなった理由は、喜ばしいのか、又、一寸考えようだとあまり喜ばしくないようなことも考えられるんで、表裏的には、私たちもそういうふうな、診療所をということでもうけてやっているためには、どうしても評判が良くなければならないというのが、一番の問題と思いますが、課長はその点について、患者さんたちの声として、そういうのは、どうお聞きしているのか、参考までにそれ一つだけお尋ねしたいと思います。

議長（前田常男君）

保健課長 三上孝八君。

山田議員にお答えを申し上げます。

先般も備品については、超音波を導入をしたいと、これは前回説明してございます。六十二年度に購入をしたものでございます。

これは、ご承知のとおり中間に医師が使わなかったという面もございしますので、これが大分古くなっている、体につける部分の機械そのものが、もう大分古くなって、これを機械を導入、そこだけを取り替えると、同じくらいのコストがかかるということがあります。この際、先生の要望もございまして、カラーで出るエコーを入れたいと、いうことで今お願いをしているところでございます。

それから、山田議員の質問の中にも、患者さんの考え方といいますか、今我々が感じてますことは、特に幼児の方々が、幼児の診察が多いわけですけども、特に耳に入るのはフォローがいいと、診断も時間がかかりますし、それから、とりあえず一週間は通ってみてくれということと、そういう状況からフォローが、非常にやさしく、丁寧に教えてもらっていると、いうことで前回も話したように前年度に比べると、月にしますと新患が倍出ていると、いう状況でこれからおそろく、保健所の方からも移譲事務ということで、二歳児検診が町の方へ入ってきてますから、この辺を見ますと、乳幼児がどんどん増えるのではないかなあと、いうふうに思っております。

反響すると、特にお母さん方の反響は、助かっているという状況は耳に入っております。以上でございます。

議長（前田常男君）

他にありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありません。
（なしの声あり）
討論なしと認めます。

これより議案第三号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、議案第五号 平成九年度階上町老人保健特別会計補正予算までの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご意義ありませんか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第十、議案第六号 平成九年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件から、日程第十一、議案第八号 平成九年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算までの件、三件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第八号 平成九年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件から、議案第八号 平成九年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算までの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第九号 工事請負契約について議会の議決を求める件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第九号 工事請負契約について議会の議決を求めるの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第十四、議案第十号 字の区域の変更についての件から、日程第十五、議案第十一号 字の区域の変更についてまでの件、二件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第十号 字の区域の変更についての件から、議案第十一号 字の区域の変更についてまでの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第十二号 財産の取得について議会の議決を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

階上町長 正部家佑介君。

町長(正部家佑介君)

追加提案ということで、本定例会にお願いをしたわけですが、議会の又は議員のご理解をいただきます、大変ありがとうございました。

それでは、議案第十二号 財産の取得について議会の議決を求める件について、ご説明申し上げます

本案は、階上町鳥屋部地区の住宅団地造成事業用地、二万七千七百七十二・〇三平方メートルを取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により議会の議決を求めるため、提案するものであります。

以上、追加提出議案一件ではありますが、その概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長(前田常男君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第十二号 財産の取得について議会の議決を求める件の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに「異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第十七、意見書案第七号 道路特定財源の堅持と新たな道路整備計画策定に関する意見書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております意見書案第七号については、会議規則第九十二条の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第七号については、委員会の付託を省略することに決しました。

意見書案第七号は、これを可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第七号は、これを可決することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よってそのとおり決しました。

日程第十八、決議案第二号 けん銃根絶に関する決議の件を議題といたします。

総務財政常任委員長
(大下義雄君)

提出者から決議案の朗読を求めます。

総務財政常任委員長 大下義雄君。

けん銃根絶に関する決議

住民の生命・財産を守り、安全で安心して暮らせる社会を実現することは、階上町民共通の願いである。

しかしながら、最近、けん銃などの違法銃器が社会に拡散し、また、発砲による凶悪事件が全国的に続発するなど、住民生活の安全が脅かされる事態となっている。

将来に向かって、階上町民の安全で平穏な生活を確保していくためには、取締機関による違法な銃器の摘発を一層強化していただくことはもとより、住民がけん銃根絶への関心を高め、けん銃の不法所持を許さないという世論の形成と環境づくりが重要な課題である。

よって、本町議会は、関係機関による徹底した取締りを強く要望するとともに、住民の理解と協力のもとに、一切の銃器犯罪を社会から根絶し、法を無視した反社会的な行為を徹底的に排除することを決意する。

以上、決議する。

平成九年六月十六日

議長（前田常男君）

これをもって朗読を終わります。

これより決議案第二号 けん銃根絶に関する決議の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま可決されました決議案の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よってそのとおり決しました。

おはかりいたします。

次期議会の会期日程等の議会運営委員会に関する事項及び諮問に関するについて、会議規則第二十九条の規定により、議会運営委員会に付託したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議会運営委員会付託の件は、付託することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま付託されました件につき、委員長から会議規則第七十五条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長 正部家佑介君。

町長（正部家佑介君）
一言、閉会に当たりましてごあいさつを申し上げます。
大変、長時間、ご苦労様でした。

平成九年の六月の第四回階上町議会定例会は今日で、閉会になるわけですが、一般質問を含め

議長（前田常男君）

まして、大変慎重な、そして、熱心なご審議をいただきまして、提出をいたしました全議案につきまして、原案のとおり議決をいただいたということで、大変ありがたく思っております。

質疑の中で、ご意見なども含めまして、頂戴したわけですが、今後、執行に当たりましては、十分留意して、取り組んでいきたいと、こう思っております。

議員各位のご健勝をお祈りして、大変簡単ではありますが、閉会に当たりましてのごあいさついたします。ありがとうございます。

これにて平成九年第四回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前十一五十七分）

地方自治法第百二十三条第二項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員